

第5章 第2期障がい児福祉計画の事業展開

2 令和5年度に向けた成果目標

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

児童福祉法に基づく障がい児支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、教育・保育・保健・医療・福祉等の関係機関との連携を図り、障がい児及びその家族に対して、ライフステージに応じた切れ目のない効果的な支援を提供する体制の構築を図ります。

項目		目標値
		令和5年度末
児童発達支援センターの設置数（か所）		1
保育所等訪問支援事業所の設置数（か所）		1（済）
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所（か所）		1（圏域内で確保済）
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所（か所）		1（済）
医療的ケア児支援のための保健・医療・障がい福祉・保育・教育等関係機関等が連携を図るための協議の場の設置及びコーディネーターの配置	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	令和元年度 設置済
	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置（人）	6

目標達成のための方策

- ・みよし市障がい者自立支援協議会児童部会で、障がい児支援の提供体制を確認し、充実に向けて話し合います。（再掲）
- ・重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所については、これまでと同様、豊田市こども発達センターたんぽぽを利用できるよう、調整していきます。
- ・重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所については、利用希望者の増加が見込まれるため、事業所の整備または定員数の拡充を促進します。
- ・みよし市障がい者自立支援協議会医療的ケアさぽーと部会で、医療的ケアが必要な子どもの支援に関する現状と課題を確認し、体制整備について話し合います。
- ・県が実施する医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。

3 障がい児支援の見込量（活動指標）と確保策等

(2) 障がい児通所支援、障がい児相談支援等

【サービス等の見込量】

サービス等名	単 位		見込み	実績
			令和3年度	令和4年3月 末現在
児童発達支援	利用量	人日/月	420	502
	利用者数	人/月	42	45
	事業所数	か所	3	6
医療型児童発達支援	利用量	人日/月	0	0
	利用者数	人/月	0	0
	事業所数	か所	0	0
放課後等デイサービス	利用量	人日/月	1,485	1,673
	利用者数	人/月	135	143
	事業所数	か所	10	14
保育所等訪問支援	利用量	人日/月	15	14
	利用者数	人/月	15	13
	事業所数	か所	2	3
居宅訪問型児童発達支援	利用量	人日/月	3	0
	利用者数	人/月	1	0
	事業所数	か所	0	0
障がい児相談支援	利用者数	人/月	11	25
	事業所数	か所	8	9
子ども・子育て支援等に係る見込量				
保育所	利用者数	人/年	18	36
認定こども園	利用者数	人/年	0	0
放課後児童健全育成事業	利用者数	人/年	22	4

サービス見込量確保のための方策

- ・ 児童発達支援については、健康推進課、豊田市こども発達センター等からの情報を基に、利用希望者を各サービスにつなげていきます。
- ・ 放課後等デイサービス事業所連絡会を開催して情報交換の機会を設け、事業所同士の連携強化とサービスの質の向上を図ります。
- ・ 居宅訪問型児童発達支援については、相談支援事業等を通じて利用希望者の意向を確認しながら、サービスが適切に利用できるよう支援します。
- ・ 小、中学校や市教育委員会と定期的に情報交換を行い、各サービスの周知や連携の強化を図ります。（再掲）
- ・ みよし市障がい者自立支援協議会医療的ケアさぽーと部会で、医療的ケアが必要な子どもの支援に関する現状と課題を確認し、体制整備や事業所職員の資質向上についての話し合いを継続します。
- ・ 子ども・子育て支援等の利用ニーズを踏まえた提供体制は、子育て支援課等関係機関とともに検討します。